

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1

地域における
子育て支援

施策の方向 2

母子の健康確保と増進

- | | |
|--------------------------------|------|
| 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない
保健対策の充実 | P.57 |
| 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健
対策の充実 | P.62 |
| 3 「食育」の推進 | P.66 |
| 4 周産期・小児医療等の充実 | P.69 |

施策の方向 3

子どもの
健やかな成長
のための教育
環境の整備

施策の方向 4

子育てを支援する
生活環境の整備

施策の方向 5

仕事と生活の
調和の実現

施策の方向 6

児童虐待防止対策

施策の方向 7

障がいのある
子どもの支援

施策の方向 8

ひとり親家庭の
自立支援

施策の方向 9

子どもの貧困対策

施策の方向

2

母子の健康確保と増進

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない 保健対策の充実

(1) 健康診査、保健相談・指導の充実

-現状と課題-

- 本市では、妊娠・出産・子育て等に関する相談に、専任相談員がワンストップで対応する子育て世代包括支援センターとして、「マザーズ・サポート・ステーション」を開設し、妊娠届出時に全妊婦を対象に面接・電話・訪問等により相談支援を実施しているほか、必要に応じて地区担当保健師や関係機関と連携し、継続的に支援する体制を取っています。
- 現在、マザーズ・サポート・ステーションにおいて、約9割の妊婦と面談による相談支援を実施することができますが、「平成30年度子ども・子育て支援に関する二一ツ調査」の結果によれば、相談先として知らない市民もいることから、さらなる周知を図り、相談支援の充実を図る必要があります。
- 多胎や若年妊婦、妊娠21週以降の妊娠届出等のハイリスク妊婦に対しては、マザーズ・サポート・ステーションや医療機関との連携によりできるだけ早期に把握し、個別に保健指導等を行い、支援につなげています。
- 産後2週間および1か月の産婦を対象に健診費用を助成する「産婦健康診査事業」で把握した産後うつ病質問票の高得点者や出産後に妊娠届出した産婦、未熟児・先天性疾患のある乳児等をもつ産婦などのハイリスク産婦についても、医療機関からの連絡等により早期に把握し、保健師等が家庭訪問等により必要な支援を行っています。
- また、産後の体調や育児に不安がある産婦およびその子を対象に、産科医療機関に一定期間宿泊させ、心身のケアや子育て等についての指導を行う「宿泊型産後ケア」を実施し、安心して子育てができる支援体制を確保しています。
- 乳幼児を対象とした健康診査（健診）は、生後4か月、10か月、1歳6か月、3歳の時点で実施しており、徐々に受診率は向上していますが、さらなる受診率の向上に向け、啓発に努めています。特に、養育支援が必要な状況を早期に把握するため、未受診児に対しては、文書や訪問等による状況確認や受診勧奨を強化しています。
- 乳幼児健診の二次スクリーニング健診として、「経過観察健診（理学療法士による訓練を含む）」や「小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）」を実施しているほか、精密健診を医療機関に委託して実施するなど、様々な場面で、保健相談・指導を行い、子どもの健やかな発育・発達の促進に努めています。

- 「定期予防接種」については、乳幼児期に接種すべき種類が増え、接種スケジュールも過密・複雑になってきています。接種率は向上していますが、流行の抑止に必要とされる接種率95%に達していないものもあることから、接種対象者への個別通知や再勧奨通知、広報の充実などにより、積極的な接種勧奨に努めていく必要があります。
- むし歯の減少をはじめとした口腔の健康保持を促すため、乳幼児健診時の歯科相談・歯科健診や、フッ素塗布を実施しているほか、養育支援が必要な母子の早期把握と情報共有のため、「周産期母子医療センターとの連携」にも取り組んでいます。

- 施策の方向 -

- 母体の健康管理の出発点である妊娠の届出は、母子の心身の異常の発生を予防し、また減少させ、安心・安全な分娩を迎えるためにも早期の提出が重要であることから、妊娠11週以内の届出をさらに向上させるとともに、継続的な支援を図るうえでも「マザーズ・サポート・ステーション」の周知に取り組みます。
- 特にハイリスク妊婦に対しては、マザーズ・サポート・ステーションにおける面接や医療機関との連携等により妊娠初期から状況を把握し、早期に訪問等による保健指導等の支援を開始するなど、強化・充実に努めます。
- 妊婦の健康管理や子どもたちの健全育成のため、引き続き妊娠・出産・乳幼児期における各種健診および二次スクリーニングの充実を図るほか、未受診児については、関係機関との連携や家庭訪問等を実施し、子どもの状況確認や受診勧奨を行い、受診率の向上はもとより、必要に応じた適切な支援ができるよう対策に取り組みます。
- 定期予防接種についても、子どもの命と健康を守るために確実に実施できるように、広報・啓発活動を一層強化し、接種率向上に努めます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	妊娠婦歯科健康診査	妊娠中から産後は、つわりや授乳による食習慣や歯みがき習慣の変化等により、歯肉炎等の歯科疾患を発症しやすくなるため、妊娠中から口腔の状態をチェックすることにより、異常の早期発見、早期治療や、生まれてくる子どもの歯科保健意識の向上につながることから、啓発に努める。	保健福祉部 健康増進課
②	妊娠婦健康診査	母子健康手帳交付時、初回から妊娠39週前後までの妊娠健康診査について、望ましい回数とされる14回分の受診票と超音波検査用受診票を交付し、健診費用の一部を助成することにより妊娠婦の経済的負担を軽減しており、今後も妊娠婦の健康管理を図るために、健診受診率の向上に努める。	子ども未来部 母子保健課
③	妊娠婦保健指導	妊娠11週以内の早期の妊娠届出率の向上を図るほか、妊娠婦訪問や電話相談への対応など、保健指導を充実・強化するとともに、母子支援連絡システム事業を活用した医療機関との連携により、ハイリスク妊娠婦への支援を強化する。	子ども未来部 母子保健課
④	乳幼児健康診査	子どもの疾病や障がいを早期に発見し、早期治療や早期療育につなげるとともに、育児に関する様々な相談に応じ、子どもの健全育成が図られるよう、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を継続し、受診率の向上を図る。	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	乳幼児健康診査 二次スクリーニング	乳幼児健診において、発育・発達の遅れが疑われる子どもを対象とした経過観察健診（訓練含む）と、肥満予防対策が必要と認められた子どもを対象とした小児肥満フォロー児健診を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑥	乳幼児精密健 康診査	乳幼児健診において、より精密な検査が必要と認められた子どもを対象に、医療機関で精密健診を実施し、その結果に応じて保健師による適切な支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑦	乳幼児保健指導	保護者の様々な育児不安等に適切に対応し、その解消に努めることで子どもの健全育成や児童虐待予防が図られるよう、乳幼児健診での保健指導、未熟児や多胎児、障がいのある子ども等への訪問等による相談支援のほか、乳幼児健診未受診者への受診勧奨や状況確認、医療機関からの母子支援連絡票による養育支援が必要な母子の早期把握および適切な支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑧	定期予防接種	感染症を予防するために、主に乳幼児に接種する、BCG、四種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）、麻疹、風疹、水痘、ヒブ、小児用肺炎球菌等の各ワクチンをはじめ、主に小学6年生を対象に接種する二種混合ワクチン（ジフテリア、破傷風）第2期や、主に中学1年女子を対象に接種する子宮頸がん予防ワクチンを実施してきた。また、平成28年4月から日本脳炎ワクチンが北海道においても定期予防接種となつたほか、同年10月からはB型肝炎ワクチンも定期予防接種となり、接種スケジュールが複雑で過密になっていることから、接種の誤りを防ぎ、適切な時期に接種することができるよう、個別通知や広報等により、積極的な勧奨に努め、接種率の向上を図る。	子ども未来部 母子保健課
⑨	乳幼児歯科健 診・相談	10か月児健診時に歯科相談、1歳6か月児健診、3歳児健診時に歯科健診と歯科相談を実施しているほか、1歳から就学前の幼児を対象にフッ素塗布を行っており、歯科保健についての正しい知識の普及・啓発により受診率等の向上に努めるとともに、むし歯有病者率の減少を図る。	子ども未来部 母子保健課
⑩	周産期母子 医療センター (道事業)と の連携	分娩に伴う妊産婦や乳児の死亡を減少させるため、状況に応じて市内の全産婦人科が周産期母子医療センター（総合周産期母子医療センター：函館中央病院）への搬送を行っており（道事業）、また、退院後の母子支援のため、同センターとの定期連絡会等を実施するなど、今後も同センターとの連携を強化する。	子ども未来部 母子保健課
⑪	産後ケア事業	出産後、家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられず、心身の不調や育児不安等がある産婦とその子どもを対象に、産科医療機関において一定期間、助産師等が母体と乳児のケアを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。また、ハイリスク産婦およびハイリスク乳児等を持つ母親を対象に、保健師が家庭訪問し、産後うつ病等の心の健康状態を早期に把握し、適切な支援を行い、母親の育児不安の解消を図る。	子ども未来部 母子保健課
⑫	産婦健康診査	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るために、産後の初期段階における母子に対する支援の強化として、産後2週間前後と産後1か月前後の産婦に対し健診費用の助成を行う。健診の結果、支援が必要と判断された産婦に対し、宿泊型産後ケア事業や訪問指導等の支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑬	乳児家庭全戸 訪問事業 (こんにちは 赤ちゃん事業)	(再掲) P.32	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(14)	マザーズ・サポート・ステーション事業	(再掲) P.38	子ども未来部 母子保健課

(2) 母子保健の情報提供の充実

-現状と課題-

- 本市では、子育てサポート情報通信「すくすく」を市のホームページやフリーペーパー等に掲載し、母子保健に関する情報を広く提供しているほか、初妊婦とその配偶者、家族を対象に両親学級を開催し、妊娠中の健康管理や出産、育児に関する知識の普及に取り組んでいます。
- 少子化や核家族化などにより、地域社会のなかで、子育ての知識や技術の継承が難しくなっていることや、育児情報の多くがインターネットから得られていることを踏まえ、それぞれに適した情報を手軽に入手できるよう、情報提供の方法や掲載内容の充実に努めていく必要があります。
- 乳幼児健診や両親学級、こんにちは赤ちゃん訪問などの機会を通じ、乳幼児期に起こりやすい事故の予防に向けた周知・啓発を行っています。

-施策の方向-

- 父親の育児への参加を促し、周囲の家族も母親の産後の心身の状態を十分理解し、育児を支える環境づくりが整えられるよう、両親学級の継続と内容の充実を図っていきます。
- 健康な妊娠生活を送るための出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発に向け、保健・福祉等の関係機関と連携しながら、従来の広報手段に加え、スマートフォン向けアプリ「G r u c c o（グルッコ）」やフリーペーパー等、多様なコンテンツを活用した情報提供に努めています。
- 引き続き様々な機会を通じて、乳幼児等の不慮の事故を防止するための周知・啓発に取り組んでいきます。

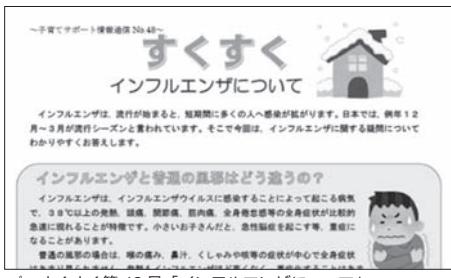
《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(1)	妊産婦および乳幼児の喫煙・受動喫煙防止普及・啓発事業	母子健康手帳交付時や乳幼児健診等の機会を通じて、妊娠中および出産後の喫煙や、乳幼児の受動喫煙の害について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
②	スマートフォン向けアプリ「Grucco（グルッコ）」	(再掲) P.46	子ども未来部 子ども企画課
③	子ども・子育て情報「はこすく」	(再掲) P.46	子ども未来部 子ども企画課
④	「すくすく手帳」の発行	(再掲) P.46	子ども未来部 次世代育成課
⑤	事故防止周知啓発事業	乳幼児健診、両親学級、こんにちは赤ちゃん訪問等の機会を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故予防に向けた周知・啓発を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑥	両親学級	初妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識の普及・啓発のため、体験学習および講義を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑦	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	(再掲) P.32	子ども未来部 母子保健課
⑧	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	(再掲) P.47	子ども未来部 母子保健課
⑨	えほんふれあい事業	絵本の読み聞かせを通じて、保護者と子どものふれあいを深め、安定した関係をつくることを目的として、10か月児健診時に読み聞かせグループによる読み聞かせを実演し、推薦絵本と読み聞かせ案内についての情報を提供する。	生涯学習部 生涯学習文化課

column 3

子育てサポート情報通信「すくすく」



子育てサポート情報通信「すくすく」では、健康や育児について、さまざまな情報をホームページで配信しています。

子どもの紫外線対策や子どものスマホ使用など、気になるけれど、どう取り組めばよいかが分かりにくい内容についても取り扱っています。

施策の方向

2

母子の健康確保と増進

2 学童期・思春期から成人期に向けた 保健対策の充実

(1) 思春期保健に関する知識の普及促進

-現状と課題-

- 本市では、市内の児童・生徒を対象に「思春期教室」を開催しており、特に中学生については、「函館・性と薬物を考える会」の協力により、各学校に医師や助産師等の講師を派遣し、正しい性の知識の習得と適切な行動が取れるよう出前健康教育を実施しています。
- また、各学校に思春期教材等を貸し出し、性に関する授業の実施の一助としています。

-施策の方向-

- 思春期の子どもたちの現状や思春期の心と身体の発達に関する理解を深めるため、保護者や思春期にある子どもたちに係わる医療、保健、福祉、教育関係者等を対象に、講演会を開催します。
- 子どもたちに対しては、生命の尊さを実感させるとともに性に関して、男女の関係や相互理解の必要性、さらには身体についての正確な情報を得て、自分で判断し、自ら健康管理や長期的なライフプランの設計ができるよう、学校と連携した健康教育を行っていきます。
- 学校においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを進めており、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図っていきます。
- 保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携を強化し、思春期の心と体の健康づくりを支援する体制の整備を進めます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	特定感染症検査等事業	エイズやHIV感染の早期発見とまん延防止のため、HIV抗体検査を今後も継続実施するとともに、より受けやすい検査・相談体制の整備を図る。	保健所 保健予防課
②	エイズ対策促進事業	青少年層や教育機関関係者を対象とした研修会・健康教育等を開催し、エイズ等の性感染症に係る正しい知識の普及・啓発および予防教育を行う。	保健所 保健予防課
③	思春期保健講演会	思春期の子どもを持つ保護者をはじめ、関係機関職員や思春期保健に関心のある一般市民等を対象に、思春期の特徴や性行動を含めた問題行動の現状や対応方法についての適切な知識の普及を図るため講演会を開催する。	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	思春期教室	思春期の子どもたちが、生命の尊さを認識し、人間尊重、男女平等の精神に基づいた異性観を持ち、適切な行動をとることができるように、出前健康教育を実施するほか、思春期教材の貸出しや情報提供などを行う。 「函館・性と薬物を考える会」の協力のもと、教育委員会や学校等との連携を一層強化し、思春期教室の拡充に努める。	子ども未来部 母子保健課
⑤	思春期保健相談	思春期における身体的、精神的問題や性に関する不安や悩み等について、個々のケースに応じた相談を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑥	思春期保健連絡会	思春期の子どもの心と身体の健康づくりを支援する思春期保健対策の進め方について検討し、思春期保健事業の効果的な推進を図るために、関係機関・団体と情報交換や意見交換を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑦	スクールソーシャルワーカー配置事業	不登校、暴力行為、児童虐待等様々な問題に対して、学校と連携を図りながら、課題・状況を把握するとともにその解決を図る。また、個別のケースに応じて関係機関との連携により、児童生徒の問題解決を図る。	南北海道 教育センター

(2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進

-現状と課題-

- 未成年者の喫煙・飲酒は、成人に比べて心身に大きな悪影響を与えるとともに、成人後の喫煙、飲酒の習慣に結びつきやすく、特に、喫煙は、違法薬物使用の入り口となるおそれがあるため、喫煙および飲酒の防止には早い時期からの普及・啓発が重要であることから、小学生を中心に講座を開催しています。

-施策の方向-

- 喫煙や飲酒が未成年者的心身に及ぼす害について理解を深め、子どもの心と体の健康づくりを進めるとともに、薬物の使用防止の普及・啓発を図ります。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	未成年者飲酒防止対策事業	小学校を対象に、未成年者飲酒防止講座を実施し、未成年者の飲酒が及ぼす健康影響について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課
②	未成年者喫煙防止対策事業	小学生を中心に、小・中学生および高校生を対象とした未成年者喫煙防止講座を実施し、未成年者の喫煙が及ぼす健康影響について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課
③	薬物乱用防止普及事業 (「ダメ。ゼッタイ。」普及運動)	北海道と連携し、薬物乱用防止指導員による青少年を対象とした「ヤング街頭キャンペーン」での街頭啓発をはじめ、中学校・高校等での啓発活動を行い、若年層の薬物乱用防止の普及・啓発を図る。	保健所 地域保健課
④	妊産婦および乳幼児の喫煙・受動喫煙防止普及・啓発事業	(再掲) P.60	保健福祉部 健康増進課

(3) 心のケアと相談体制の充実

-現状と課題-

- 本市における平成25年からの5年間の自殺者の状況は、総数が減少傾向となっているなか、十代の自殺者数は合計4人となっております。

[自殺者数の推移]

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自殺者総数	56	75	58	45	47
うち10～14歳	0	0	0	0	0
うち15～19歳	0	1	2	1	0
計	0	1	2	1	0

資料：市立函館保健所

- 十代の自殺死亡者根絶のため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むほか、児童生徒の心のケアのため、学校においてスクールカウンセラーの配置などを進め、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実が必要です。
- 次代を担う子どもたちには、心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけさせるための支援、さらには命の大切さを実感させる取組みが必要です。
- 教職員や雇用者をはじめとする市民が自殺対策の重要性について理解と関心を深められるよう、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。
- 令和元年度から10年間の「函館市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策の取組みを推進しています。

-施策の方向-

- 学校の教育活動を通じて、児童生徒が自分の命はもとより、他の人の命の尊さに気づくことができるよう、命の大切さにかかわる教育の充実を図ります。
- 教職員や雇用者をはじめとする市民に対しては、研修の実施などを通して、心の健康や自殺対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに、自殺の危険性の高い児童生徒等に気づいたときの対応方法や相談機関の周知などを図り、早期発見と早期対応に対処できる人材養成に取り組みます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	自殺対策事業	自殺の現状や自殺対策に関する情報の交換および共有を図り総合的に自殺対策を推進するため、保健・医療・福祉関係機関、教育関係機関、警察関係機関等で構成される函館市自殺対策連絡会議、実務者会議を開催するほか、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発および人材養成等を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
②	子どもなんでも相談110番	(再掲) P.38	子ども未来部 次世代育成課
③	いじめ不登校等対策推進事業	(再掲) P.55	学校教育部 教育指導課
④	こころの相談員配置事業	(再掲) P.55	学校教育部 学校教育課 ・ 学校教育部 教育指導課
⑤	適応指導教室の開設	(再掲) P.55	南北海道 教育センター
⑥	スクールソーシャルワーカー配置事業	(再掲) P.63	南北海道 教育センター
⑦	南北海道教育センターにおける教育相談	幼児、児童・生徒の教育上の諸問題の解決を図るため、本人、保護者、学校教育関係者の申し出により、適応、進路および適性に関する相談を実施する。	南北海道 教育センター

施策の方向

2

母子の健康確保と増進

3 「食育」の推進

(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実

-現状と課題-

- 「食」は、生きていくために欠くことのできないもので、子どもたちが生涯にわたつて健康な心身と豊かな人間性を育み、いきいきと暮らしていくことができるようになるための基本であり、本市では、学校における食育の推進のほか、離乳食教室や啓発事業などに取り組んでいます。
- 望ましい食習慣の定着のためには、子どもの頃から基本的な生活リズムをつくるための「早寝・早起き・朝ごはん」を身に付け、食の知識や食を選択する力を習得するための様々な取組みを実践することが必要です。
- 朝食を毎日食べる子どもの割合は、小学生で90.3%、中学生で84.9%となっています。

[子どもの朝食のとり方：小学生保護者、中学生保護者]

区分	毎日食べる	週5～6回食べる	週3～4回食べる	週1～2回食べる	ほとんど食べない	無回答
小学生保護者	90.3%	3.3%	2.9%	1.1%	1.8%	0.6%
中学生保護者	84.9%	5.3%	2.7%	2.5%	3.8%	0.9%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、小・中学生で朝食を食べない理由の多くが「時間がないから」、「食欲がないから」となっており、基本的な生活リズムが実践できていないことが、その要因と思われます。

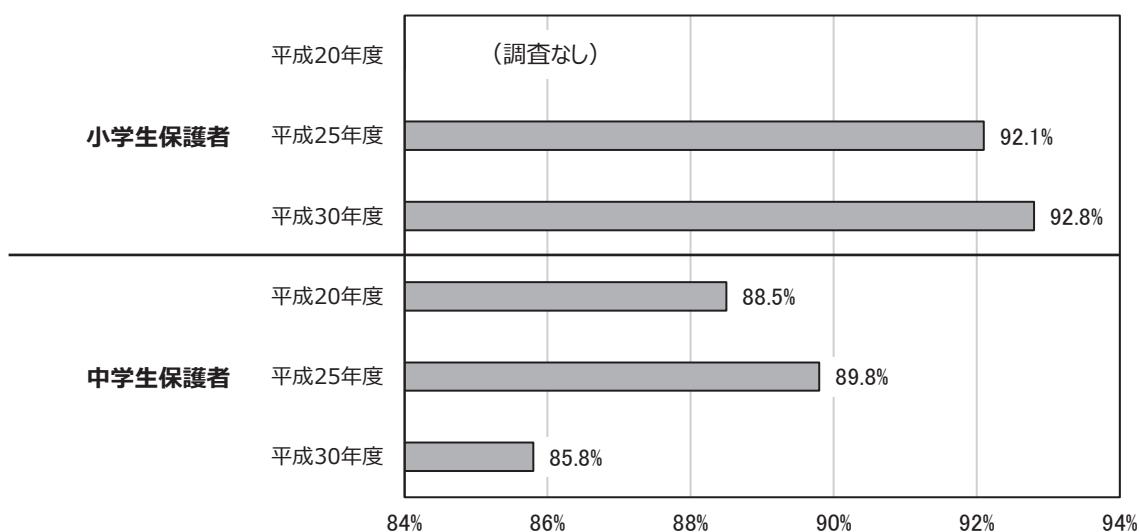
[小・中学生の朝食欠食の理由について]

区分	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
食欲がないから	39.4%	43.4%	39.0%	42.6%
時間がないから	41.2%	38.6%	42.0%	41.6%
いつもたべないから	4.1%	2.4%	8.7%	7.2%
太りたくないから	5.3%	6.0%	2.6%	2.9%
その他	10.0%	9.6%	7.7%	5.7%

資料：函館市栄養教育研究会「平成29年度食生活に関する調査報告書」

- さらに、小・中学生の保護者に「1日1回は家族と一緒に食事をしていますか」とお聞きしたところ、小学生では、平成25年度の回答に比べ、一緒に食事をとる割合は増えていますが、中学生では、大きく減り、平成20年度の割合よりも下回っています。

[家族との食事について、「毎日一緒」または「週5～6回一緒」と回答した割合]



資料：「平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査」，「平成25・30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 朝食は、脳の唯一のエネルギー源であるブドウ糖を供給し、脳と身体を目覚めさせ、全身のウォーミングアップになる大切な食事です。様々なことを学び、成長していく子どもに欠かせない朝食を欠食することにより、午前中のエネルギーの供給が不十分となり、集中力がなくなったり、精神的に不安定になったりします。ライフスタイルの多様化などにより、家族全員が揃って食事をとることが難しい現状となっていますが、家族で食卓を囲むことで、子どもの精神面の安定が得られ、食事のマナーをはじめ社会的態度を体得することにつながるため、食事の重要性について周知・啓発を図っていく必要があります。

- 施策の方向 -

- 市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的に策定した「はこだてげんきな子食育プラン」に基づき、関係機関・団体との連携を図りながら、食育を推進します。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	“はこだてげんきな子”食育教室（離乳食教室）	生後4～5か月の第一子を持つ親を対象とし、初めての離乳食づくりに不安を感じないようにするとともに、離乳食づくりから「食」の大切さを知ることを目的として実施する。	保健福祉部 健康増進課
②	“はこだてげんきな子”食育啓発事業	小学校新1年生を対象に、はこだてげんきな子食育プラン概要版を配布し、食育推進の具体的な目標である「はこだてげんきなこ」を周知することで、子どもたちの食育を実践する最も大切な家庭において、「早寝、早起き、朝ごはん」等の食育の推進を図る。	保健福祉部 健康増進課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	食育だよりの発行	乳幼児を持つ保護者を対象に、食事が心身の発達に与える影響など、食事の重要性について周知・啓発を図るため、食育だよりを毎月作成し、保育所等に配布する。	子ども未来部 子どもサービス課
④	学校における食育の推進	幼児、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育の取組みについて、各学校教職員に対する指導・助言を行うとともに、栄養教育研究会と連携し、食育の取組みについての普及・啓発を行う。	学校教育部 教育指導課

施策の方向

2

母子の健康確保と増進

4 周産期・小児医療等の充実

(1) 周産期・小児医療の確保・充実

-現状と課題-

- 道南圏域では、本市に小児救急を行う医師、医療機関が集中しています。
- 小児救急医療に関しては、初期から三次までの体制が整備されており、新生児、未熟児医療に関しては、総合周産期母子医療センターなどが整備されているほか、未熟児の養育のために、入院に要する費用の一部を給付しています。
- 近年、休日・夜間において比較的軽症の患者が、本来、重症患者に対応する二次救急医療機関を受診するケースが多く、勤務医の負担が増加しているほか、小児医療を行う医師・医療機関が減少傾向にあることから、救急医療体制を含めた小児医療の確保が難しい状況となっています。
- 子どもの疾病は、短期間で重症化することがあり、後遺症を残さずに事故や疾病から子どもを守ることは、子どもの将来にとって重要です。そのため、新生児、未熟児医療、小児救急医療をはじめとする小児医療の確保のほか、休日・夜間における適切な受診の普及・啓発が必要です。

-施策の方向-

- 休日・夜間の小児救急医療体制の確保と適切な受診の普及・啓発に努めます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	小児救急電話相談事業（道事業）の普及・啓発	夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの電話相談に対し、助言を行う「小児救急電話相談事業」の普及・啓発を図る。	保健所 地域保健課
②	小児救急に関する情報提供	子どもによくある症状に対する応急処置のポイントや、時間外でもすぐに病院・診療所を受診した方が良い時のポイントなどの情報を冊子にまとめ、乳児家庭訪問などで配布するほか、市のホームページに掲載するなど、情報提供を実施する。	保健所 地域保健課
③	小児救急医療体制の維持・支援	休日および夜間に小児重症救急患者を受け入れる医療機関に対して補助金を交付し、小児科医師の院内待機体制の整備を支援することにより、初期から三次へ至る小児救急医療体制を維持・支援していく。	保健所 地域保健課
④	未熟児養育医療の給付	養育のために病院等に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療費を給付する。	子ども未来部 母子保健課

(2) 小児慢性特定疾病対策の推進

-現状と課題-

- 本市では、長期にわたる療養と治療のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病を発症した子どもに対する医療費の給付と、日常生活の便宜を図るために日常生活用具の給付を実施しています。
- 慢性疾病を持つ子どもの健全育成および自立促進を図るために、自立支援員を配置し、相談支援や社会参加に関する支援などに総合的に取り組んでいます。

-施策の方向-

- 小児慢性特定疾病医療費の給付と日常生活用具給付事業を継続するとともに、長期にわたり療養を必要とする子どもや家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言および関係機関との連携調整などを進めます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	小児慢性特定疾病医療の給付	18歳未満で発症した小児慢性特定疾病患者の医療に要する費用を患者家族の負担能力に応じて助成する。	子ども未来部 母子保健課
②	日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病的対象となっている子どもに対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。	子ども未来部 母子保健課
③	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成および自立促進を図るために、児童等およびその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、医療や教育、保健、患者・家族会等関係者による関係機関会議を開催し、地域の支援体制の確立を図る。	子ども未来部 母子保健課

(3) 不妊に悩む方に対する支援の充実

-現状と課題-

- 不妊に悩んでいる方は、不妊治療や不育症治療を受けることになりますが、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精、顕微授精）や国の助成制度がない不育症治療は、治療費が高額であり、その経済的負担が重いことにより十分な治療を受けることができない方も少なくないことから、その経済的負担の軽減が必要です。
- 本市では、平成28年度から治療開始時の妻の年齢により、助成回数に制限を設ける一方、第2子以降の治療に対しての助成を行っています。
- 平成29年度からは不育症の疑いがある方に対し、その原因特定のための検査および治療に対する助成を行っています。

- 施策の方向 -

- 晩婚化の影響により、今後も特定不妊治療を必要とする夫婦の増加が予想されることから、特定不妊治療費助成事業を継続していきます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	特定不妊治療費助成事業	指定医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。また、第2子以降の特定不妊治療に要した費用に対する市単独助成を実施する。	子ども未来部 母子保健課
②	不育症治療費助成事業	2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡の既往があり、国内の産科または婦人科を標榜する医療機関で不育症の因子を特定するための検査および検査結果に基づく治療を受けた者に対し、市単独で費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	子ども未来部 母子保健課
③	不妊専門相談センター	不妊や不育に悩む方への相談支援や治療に関する情報提供等について、専門的知識を有する医師等を配置して対応することにより、不安や精神的負担の軽減を図る。	子ども未来部 母子保健課